○海上保安庁告示第六十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一四秒東経一四三度二一分四八秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度九分三秒東経一四二度二六分〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度五分一秒東経一四二度五五分〇秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度九分五八秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十二年二月二十五日から平成二十二年三月十一日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第六号（平成二十二年二月十二日発行）により通報

○海上保安庁告示第六十一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年二月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型飛行機（最大離陸重量二、五〇〇㎏を超え二〇、〇〇〇㎏以下のもの）の項中

「

ＭＡ　723	同	ＪＡ　723Ａ

」を

「

ＭＡ　723	同	ＪＡ　723Ａ
ＭＡ　724	同	ＪＡ　724Ａ

」に改める。

別表大型飛行機（最大離陸重量二〇、〇〇〇㎏を超えるもの）の項中

「

ＬＡ　702	同	ＪＡ　8702

」を削る。

附　則

この告示は平成二十二年二月二十六日から施行する。

○北陸地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新潟県東蒲原郡阿賀町津川字古四王下一二九三番三から同町黒岩字滴清水五五二六番四まで	前	ＢＡ	七・〇〇～一三・〇〇メートル	八・八三三キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	一三・九〇～一〇一・〇〇メートル	七・五四五キロメートル	
			七・〇〇～一三・〇〇メートル	八・八三三キロメートル	
			一三・九〇～一〇一・〇〇メートル	七・五四五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区表町三丁目一九番一〇一から玉野市築港一丁目七三五二番一一まで	前	ＢＡ	一三・五〇～一八〇・〇〇メートル	二四・二七三キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	二六・〇〇～五五・〇〇メートル	三五・六六二キロメートル	
			一三・五〇～一八〇・〇〇メートル	二四・二七三キロメートル	
			二六・〇〇～五五・〇〇メートル	三五・六六二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
徳島県海部郡牟岐町大字川長字関一六〇番二から同町大字中村字大谷二二六番一まで	前	Ａ	七・五三～六〇・九八メートル	二・六四五キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	七・五三～六〇・九八メートル	二・六四五キロメートル	
			八・六六～六四・一〇メートル	〇・九七四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十八日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）都市高速鉄道事業一号九州旅客鉄道株式会社長崎本線並びに道路事業三・五・百六十号長崎駅東通り線及び七・七・百一号幸町線

三　事業施行期間　自平成二十二年二月十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長崎県長崎市松山町、茂里町、川口町、宝町、幸町及び尾上町地内

使用の部分　なし